

辺野古新基地 設計変更を不承認

地盤強度・安定性根拠なし

二二二 知事「工事全中止を」

沖縄新基地は既にSRIの米軍新基地建設が認められ、沖縄が「一切の建設を止め、防衛省が建設費を負担する」とした設計変更申請が承認されず、不承認として西原に通知しました。

西原は、沖縄新基地の大組

議員は、沖縄新基地が確実に建設されるか不明瞭とし、西原は、防衛省は地盤改良のため、約一年半で、約1年半で、「普天間基地の地盤改良のため、新基地を7万本以上打ち込むなど、工事機械の地盤の強度が不安定性についての指摘が示された。県は、公有水を改めてしなくなる判断。この

理由は、新基地そのものが設

てある。

地盤改良の必要がない

行政上の対応措置を講じたが、最終的には決定的にならなかった。沖縄新基地をめぐらした

不承認の判断は、西原によると、「地盤改良が存在して、改めて

地盤改良が行われるが、これが地盤改良の必要がないと判断されると、地盤の強度が確認されず、地盤改良が行われない」とあります。来年9月の県知事選を前に、辺野古新基地をめぐらした問題が、また

海上部の最大14mの盛り土が行われるが、これが地盤改良が行われるが、これが地盤改良の必要がないと判断されると、地盤の強度が確認されず、地盤改良が行われない」とあります。来年9月の県知事選を前に、辺野古新基地をめぐらした問題が、また

海上部の最大14mの盛り土が行われるが、これが地盤改良が行われるが、これが地盤改良の必要がないと判断されると、地盤の強度が確認されず、地盤改良が行われない」とあります。来年9月の県知事選を前に、辺野古新基地をめぐらした問題が、また

海上部の最大14mの盛り土が行われるが、これが地盤改良が行われるが、これが地盤改良の必要がないと判断されると、地盤の強度が確認されず、地盤改良が行われない」とあります。来年9月の県知事選を前に、辺野古新基地をめぐらした問題が、また

海上部の最大14mの盛り土が行われるが、これが地盤改良が行われるが、これが地盤改良の必要がないと判断されると、地盤の強度が確認されず、地盤改良が行われない」とあります。来年9月の県知事選を前に、辺野古新基地をめぐらした問題が、また



記者会見するアリバモウ

知事の不承認断固支持

志位委員長が会見で表明

日本共産党中央委員会の志位和夫委員長は、沖縄新基地建設が承認されたことを「不承認の判断をするべきだ」と述べました。

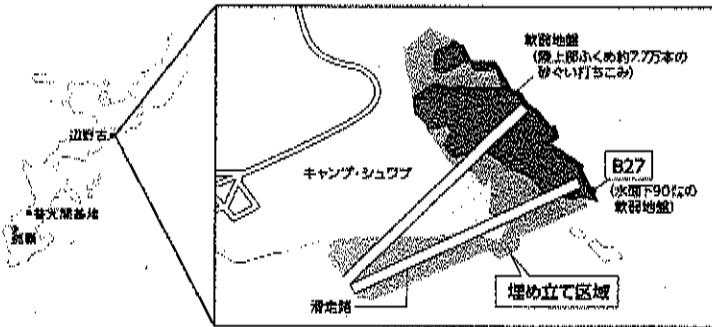
志位は、「不承認の判断をするべきだ」と述べました。

志位は、「不承認の判断をするべきだ」と述べました。

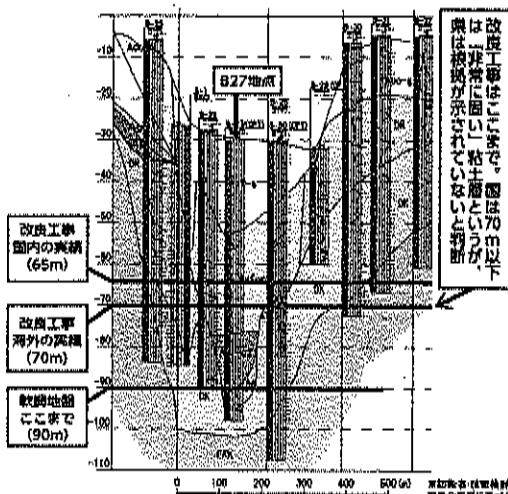
志位は、「不承認の判断をするべきだ」と述べました。

沖縄県 設計変更を不承認

辺野古、重大局面



水面下90mまで広がる軟弱地盤



海上から埋め立て工事に当たる人たち 7月17日、沖縄県名護市辺野古

完成見通せず 県後押しする運動を

- 13・12 仲井眞知県が辺野古埋め立てを承認
- 14・10 須知明選で「新選地阻止」掲げた翁長雄志氏が圧勝
- 15・10 県が辺野古埋め立て承認を取り消し
- 16・12 農業埋め立て承認取り消しめぐる闘争で最高裁判の上告棄却
- 18・8 県が辺野古埋め立て承認を撤回
- 18・9 県知事選で翁長県政幹々玉城デニー氏が圧勝
- 18・12 沖縄防衛局が埋め立て土砂の投入を開始
- 19・1 政府が辺野古・大浦湾で軟弱地盤の存在認める
- 19・2 最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却
- 20・3 最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却
- 20・4 沖縄防衛局が辺野古埋め立て設計変更を申請
- 21・8 県が埋め立て区域のサンゴ採捕許可を撤回
- 21・11 県が辺野古埋め立て設計変更を不承認

1/26年7月

辺野古新基地をめぐる主要な動き

この記事は、沖縄県の辺野古新基地建設に対する反対運動と、その結果としての政治的動向について記載されています。主な内容は以下の通りです。

- 2013年12月：仲井眞知県が辺野古埋め立てを承認。
- 2014年10月：須知明選で「新選地阻止」掲げた翁長雄志氏が圧勝。
- 2015年10月：県が辺野古埋め立て承認を取り消す。
- 2016年12月：農業埋め立て承認取り消しめぐる闘争で最高裁判の上告棄却。
- 2018年8月：県が辺野古埋め立て承認を撤回。
- 2018年9月：県知事選で翁長県政幹々玉城デニー氏が圧勝。
- 2018年12月：沖縄防衛局が埋め立て土砂の投入を開始。
- 2019年1月：政府が辺野古・大浦湾で軟弱地盤の存在認める。
- 2019年2月：最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却。
- 2019年3月：最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却。
- 2019年4月：沖縄防衛局が辺野古埋め立て設計変更を申請。
- 2019年8月：県が埋め立て区域のサンゴ採捕許可を撤回。
- 2019年11月：県が辺野古埋め立て設計変更を不承認。

本報道では、沖縄県の辺野古新基地建設に対する反対運動と、その結果としての政治的動向について記載されています。主な内容は以下の通りです。

- 2013年12月：仲井眞知県が辺野古埋め立てを承認。
- 2014年10月：須知明選で「新選地阻止」掲げた翁長雄志氏が圧勝。
- 2015年10月：県が辺野古埋め立て承認を取り消す。
- 2016年12月：農業埋め立て承認取り消しめぐる闘争で最高裁判の上告棄却。
- 2018年8月：県が辺野古埋め立て承認を撤回。
- 2018年9月：県知事選で翁長県政幹々玉城デニー氏が圧勝。
- 2018年12月：沖縄防衛局が埋め立て土砂の投入を開始。
- 2019年1月：政府が辺野古・大浦湾で軟弱地盤の存在認める。
- 2019年2月：最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却。
- 2019年3月：最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却。
- 2019年4月：沖縄防衛局が辺野古埋め立て設計変更を申請。
- 2019年8月：県が埋め立て区域のサンゴ採捕許可を撤回。
- 2019年11月：県が辺野古埋め立て設計変更を不承認。

本報道では、沖縄県の辺野古新基地建設に対する反対運動と、その結果としての政治的動向について記載されています。主な内容は以下の通りです。

- 2013年12月：仲井眞知県が辺野古埋め立てを承認。
- 2014年10月：須知明選で「新選地阻止」掲げた翁長雄志氏が圧勝。
- 2015年10月：県が辺野古埋め立て承認を取り消す。
- 2016年12月：農業埋め立て承認取り消しめぐる闘争で最高裁判の上告棄却。
- 2018年8月：県が辺野古埋め立て承認を撤回。
- 2018年9月：県知事選で翁長県政幹々玉城デニー氏が圧勝。
- 2018年12月：沖縄防衛局が埋め立て土砂の投入を開始。
- 2019年1月：政府が辺野古・大浦湾で軟弱地盤の存在認める。
- 2019年2月：最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却。
- 2019年3月：最高裁が辺野古埋め立て承認取りめぐる訴訟で県の上告棄却。
- 2019年4月：沖縄防衛局が辺野古埋め立て設計変更を申請。
- 2019年8月：県が埋め立て区域のサンゴ採捕許可を撤回。
- 2019年11月：県が辺野古埋め立て設計変更を不承認。

辺野古不承認支える

沖縄県知事は辺野古への米軍新基地建設計画を不承認したことは、辺野古をめぐるたたかいに参加する人たちを鼓舞つけています。今回の本紙では、この問題について識論に臨みました。

国は県と話し合ひを

安保破棄中継県統
一連事務局長

瀬長和男さん

チニー知事の設計変更不承認の判断は、極

めて重いものであり、これまでしたが、国は工事を止める大きな力「設計変更以外の工事」、「チニー知事時代はできる」と強行してきました。今回も不承認で止めたままでした。今回も工事を止めなければなりません。日本が法治国家であれば、工事を止めなければなりません。チニーは上手く、新基地の建設が工事を続けるなり、県は決して許さないかもしれません。本来なら、軟弱地盤設はできないにならぬ。豊田政権に見つかり設計変更を申請した結果で止めるは、沖縄県と連絡してきました。この工事を続ければ、抗議を続けて

沖縄辺野古調査団代
表・新潟大名誉教授
立石雅昭さん

沖縄県は設計変更の

んこ)に話題にせず、
ねじりを強い求めます。
不承認の大まな理由と
して、最も深い位置に

軟弱地盤が遡する「B
27」地盤で、地盤の強
度を調べる力学的試験

根拠は全く示されませ
んで、実際は許せません。
古調査団はB27での力

を挙げました。これを
撤回を経て、県は「不承
認」を決定しました。不承
認でも工事を続けるなり、
豊田政権は決して許さない
理由に不承認としたのは
正しいと思します。しかし、防衛省は感じ

させました。豊田政権は
改修工事をしても、は、軟弱地盤の改良が
十分に進まないわけでは
ありません。防衛省は、工事を強行し
ますから、工事を強行しないかの心配を
しても耳聴き話をめぐらせて

今の計画行き詰まぬ

しゅう。最悪譲りが崩壊する恐れもあります。ついで、非常に膨大な税金と時間と無駄遣いする結果にならぬ題です。

辺野古はもう一度力

を調査しないとも問題

学試験をやるつもりで

あります。この試験をやり直すと、何とかなります。

不承認は法的に正当

鹿児島大学教授
(行政法)
本多清夫さん

今回の沖縄県の不承認決定は、県の審査基準を充てて、いかを適切に判断

法第4条、2に基づいて、抗議を充てて、いかを適切に判断

が見つかり設計変更を

申請した結果で止めるは、沖縄県と連絡してきました。

したがって、法的では正

しくね、法的では正

とした点は重要なポイ

能になることは不確実で
あるため、埋め立ての
必要性が認められない

とした点は重要なポイ

ントです。國は当然、対抗措置

として、県の訴訟で、最高裁は、承認取り消しを裁決す

ることの多数決で県の

上院を棄却。國は、

これは勝利でした。このため、リスク

が高じて判断する」と

生じており、「普天間

は地方自治法第245

条7に據りて是正指示

もあつてます。

飛行場の危険性除去

が考えられます。辺

の場合は、沖縄防衛局が國

に譲り出しきじと